

件名	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
提案理由	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概要	<p>1 現行規則の内容</p> <p>学校職員の通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>学校職員が月の中途から育児休業等を取得し、その翌月に復帰等をした場合については、通勤手当を返納させないこととする。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用</p>

(教職員課)

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「。以下「育児休業法」という。」、「。以下「分限条例」という。」、「。以下「派遣条例」という。」及び「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」を削り、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「大学院修学休業等となつた場合」という。）」に改める。

第十二条の四第二項中「教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第二条の規定により休職にされ、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「大学院修学休業等となつた場合」に、「」は「を」には「に」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 令和二年四月一日前に月の中途において教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

改正案	現 行
<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第十二条の二 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 月の中途において教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二条の規定により休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)第二条第二項の規定により派遣された場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「大学院修学休業等となつた場合」という。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十二条の三 (略)</p>	<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第十二条の二 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 月の中途において教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号。以下「分限条例」という。)第二条の規定により休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「派遣条例」という。)第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十二条の三 (略)</p>

第十二条の四 (略)

2 月の中途において~~大学院修学休業等となつた場合~~ (次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月 (その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月) から開始する。

3 (略)

第十二条の五 (第十五条 (略))

第十二条の四 (略)

2 月の中途において~~教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、法第二十八条第一項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第二条の規定により休職にされ、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき~~ (次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月 (その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月) から開始する。

3 (略)

第十二条の五 (第十五条 (略))

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する 規則の概要

1 趣 旨

短期の育児休業取得者等に対する通勤手当の取扱いについて、令和2年4月1日付けで行われた人事院規則の改正に準じて改正を行うもの。

2 内 容

学校職員が月の中途から育児休業等を取得し、その翌月に復帰等をした場合については、通勤手当を返納させないこととする。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。